

平成29年度 市民の税金



はるか夢球場

平成29年6月、平成27年度から改修を行ってきた「はるか夢球場」が、ボールパークとして生まれ変わり、オープンしました。

弘前市 財務部 市民税課

は　じ　め　に

弘前市では、市民の皆さんに暮らしやすい生活をしていただくために、さまざまな仕事をしています。例えば道路の整備や除排雪、ごみの収集、飲み水の供給などがあります。

所得税や法人税などの国の税金の収入が、国全体として必要な経済政策や社会基盤の整備、国際貢献などに使われるのに対し、市の税金は皆さんの身の回りのことに使われています。

したがって、市税は市民の皆さんと直結したこれらの仕事を行うための経費で、皆さんそれぞれの能力に応じて分担し合うという性格の、いわば市民として暮らしていくために支払わなければならない会費のようなものと言えるでしょう。

この冊子は、こうした弘前市の税金について理解を深めていただくために作成しました。

目次

1	一般会計当初予算	1	6	国・県の税金	29
(1)	歳入予算の内訳	1	(1)	国の税金	29
(2)	歳出予算の内訳	2	●	所得税	30
(3)	一般会計予算の使いみち	3	●	相続税	30
2	市税収入の内訳	4	●	贈与税	30
3	市税のあらまし	5	●	消費税	30
●	個人住民税	6	(2)	県の税金	31
●	法人市民税	14	7	私たちの身近にある税金	33
●	固定資産税	16	(1)	財産と税金	33
●	軽自動車税	20	(2)	車と税金	39
●	市たばこ税	22	(3)	貯蓄と税金	41
●	都市計画税	23	(4)	印紙税	41
●	入湯税	23	8	税の納期と申告のカレンダー	42
4	市税の収納	24	9	窓口のご案内	44
5	市税の処分に対して不服があるとき	25			

参考資料

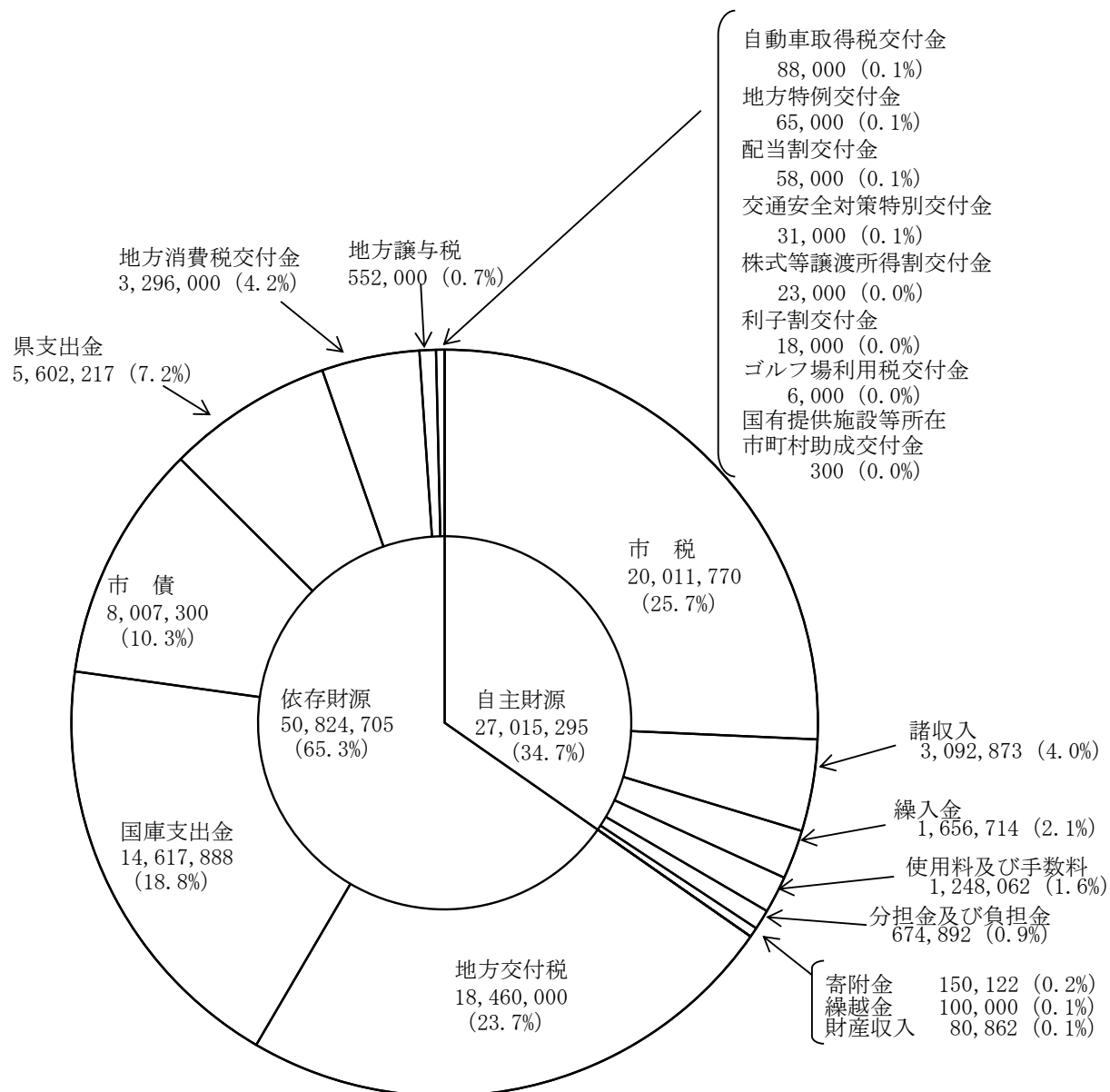
- ・所得の種類 26
- ・所得控除 27

1 一般会計当初予算

(1)歳入予算の内訳

歳入総額 77,840,000 千円

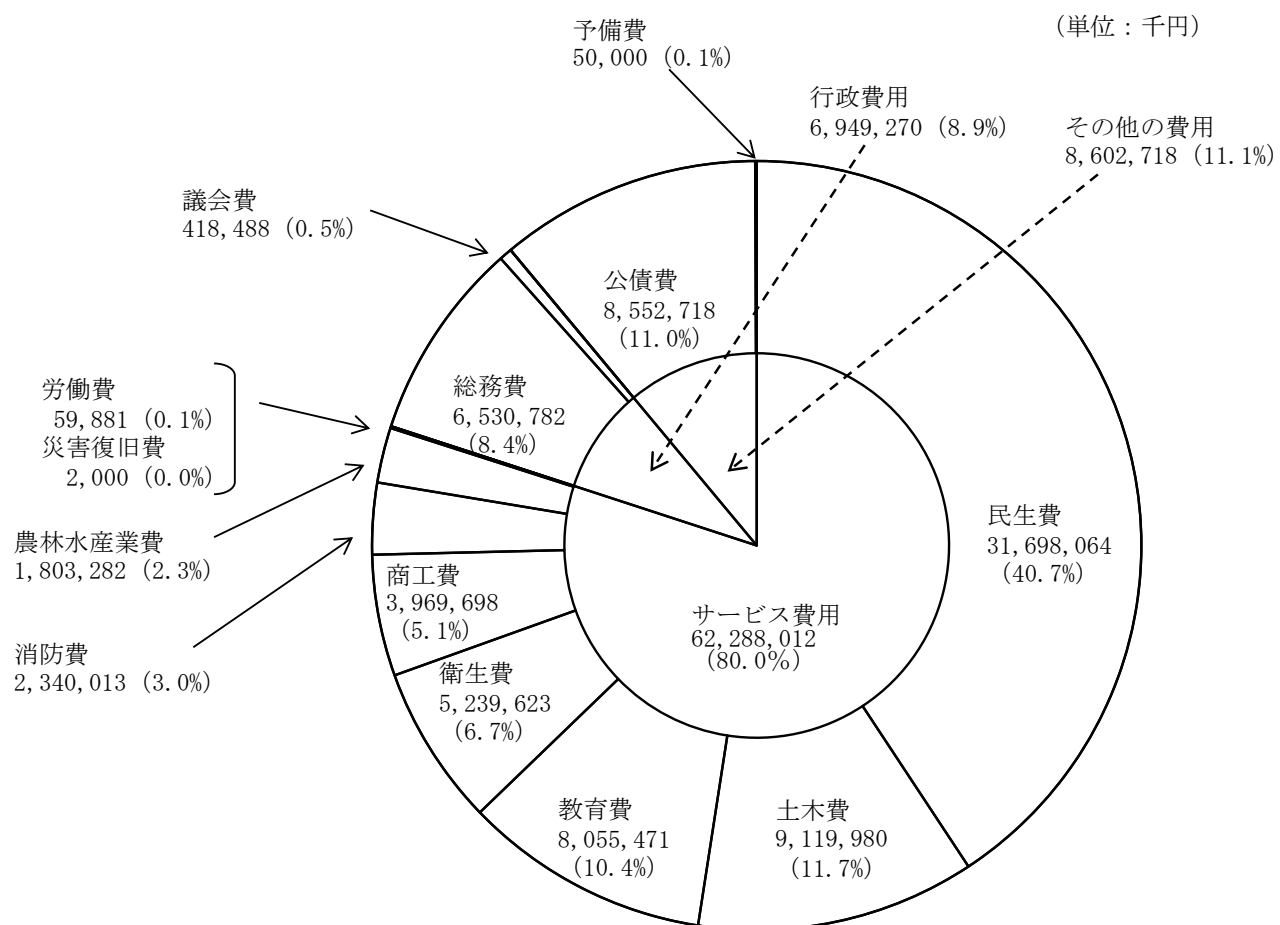
(単位：千円)



- 市の予算は一般会計、特別会計及び公営企業会計からできています。平成29年度の一般会計当初予算額は、778億4千万円です。なお、特別会計(国民健康保険事業など)や公営企業会計(病院事業や水道事業など)は、特定の事業を行うため一般会計と区別して経理する必要から設けている会計です。
- 市税、諸収入、使用料、手数料など地方自治体が自ら調達できる財源を自主財源といい、これに対して、国庫支出金、地方交付税、市債などのように国などに依存する財源を依存財源といいます。地方自治体が自主的に仕事を行う上では、自主財源の占める割合が高いほど好ましいと言えます。

(2) 歳出予算の内訳(款別)

歳出総額 77,840,000 千円



(3) 一般会計予算の使いみち

市税などを含む平成29年度の一般会計予算は、市が行う仕事に使われますが、市民一人あたりに換算すると 446,868 円となります。

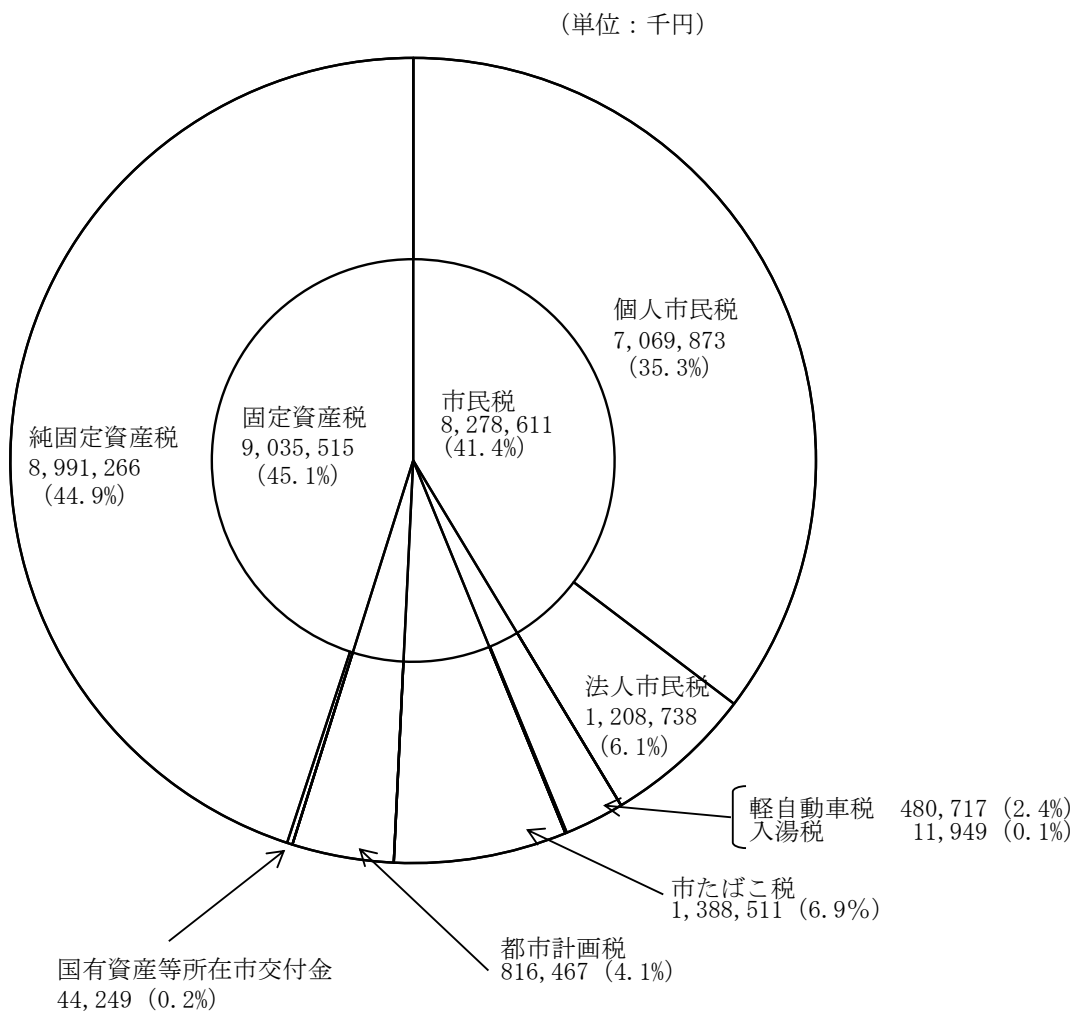
・平成29年度一般会計予算額（A）・・・・・・・・・・	77,840,000 千円
・平成29年4月1日現在の推計人口（B）・・・・・・	174,190 人
・一人当たり予算額（A）÷（B）・・・・・・・・・・	446,868 円

その使いみちを、予算の割合で振り分けると、次のようになります。

- | | | | |
|---|-----------|-----------|-----------------------------|
| ① | 民 生 費 | 181,974 円 | 生活保護や身障者・母子などの福祉関係に |
| ② | 土 木 費 | 52,357 円 | 道路・橋・住宅の建設と維持管理、除雪、都市計画などに |
| ③ | 公 債 費 | 49,100 円 | 市債の償還や利子の支払いなどに |
| ④ | 教 育 費 | 46,245 円 | 学校・幼稚園・社会教育・社会体育や文化施設などに |
| ⑤ | 総 務 費 | 37,492 円 | 市役所の管理運営や選挙、住民基本台帳、課税・徴税などに |
| ⑥ | 衛 生 費 | 30,080 円 | 公衆衛生・清掃事業などの環境衛生に |
| ⑦ | 商 工 費 | 22,789 円 | 消費者対策・中小企業金融対策や観光・公園事業などに |
| ⑧ | 消 防 費 | 13,434 円 | 火災の予防・消火や救急活動などに |
| ⑨ | 農林水産業費 | 10,352 円 | 農業委員会や農林業、土地改良、地籍調査などに |
| ⑩ | 議 会 費 | 2,403 円 | 市議会の運営などに |
| ⑪ | 労 働 費 | 344 円 | 雇用対策・出稼対策事業などに |
| ⑫ | 予 備 費 | 287 円 | 思いがけない出費などに |
| ⑬ | 災 害 復 旧 費 | 11 円 | 災害復旧事業に |

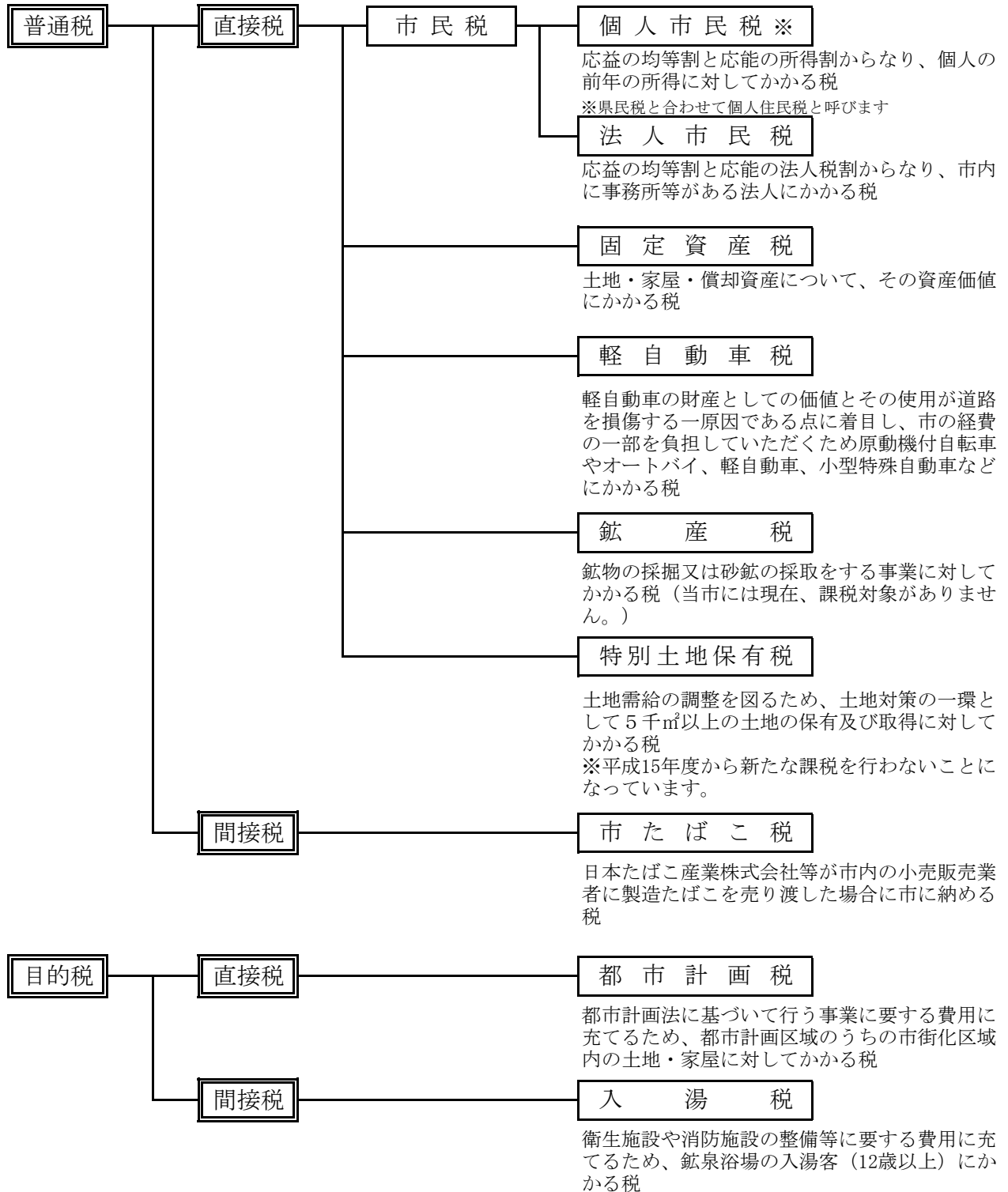
2 市税収入の内訳

市税総額 20,011,770 千円



- 平成29年度の一般会計市税当初予算額は、200億1千177万円です。
 - 市民の皆さんに納めていただく市税を、一人当たりに換算しますと114,885円となります。
- (注) 一人当たりの金額は、平成29年度市税予算額を平成29年4月1日現在の推計人口174,190人で除して算出したものです。

3 市税のあらまし



☆使いみちによる分類

- 普通税 … 税収入の使いみちが特定されていないもの
- 目的税 … 税収入の使いみちが特定されているもの

☆納める方法による分類

- 直接税 … 税金を負担する人が直接市に納めるもの
- 間接税 … 税金を負担する人が直接市に納めるのではなく負担する人以外の人の手を経て納めるもの

個人住民税

◎ 納税義務者

納 税 義 務 者	納めるべき税額
市内に住所がある人	均等割額と所得割額の合計額
市内に住所はないが、事務所、事業所 又は家屋敷のある人	均等割額

(注)市内に住所があるか、又は事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日現在の状況で判断されます。

◎個人住民税が課税されない人

● 均等割も所得割もかからない人

- ① 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- ② 障がい者、未成年者又は寡婦（寡夫）で、前年中の合計所得金額が125万円以下（給与収入金額では204万4千円未満）の人
- ③ 前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人
- | | |
|----------|---|
| 扶養親族のない人 | 28万円 |
| 扶養親族のある人 | $28\text{万円} \times \text{親族人員数（本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族の数）} + 16\text{万}8\text{千円}$ |

● 所得割がかからない人

前年中の所得が次に掲げる額以下の人

- | | |
|----------|--|
| 扶養親族のない人 | 35万円（給与収入金額では100万円） |
| 扶養親族のある人 | 35万円×親族人員数（本人＋控除対象配偶者
＋扶養親族の数）＋32万円 |

例：夫婦子2人の場合 172万円
(給与収入金額では271万6千円未満)

◎ 税額の算出方法

● 均等割額 市民税 3,500円、県民税 1,500円

※東日本大震災からの復興や防災事業に必要な財源を確保するために、平成26年度から平成35年度までは、臨時措置として年額1,000円引き上げられ5,000円となっています。

● 所得割額 課税所得金額（所得金額－所得控除額）× 税率－調整控除額－税額控除額

(注) 1 所得金額＝前年中の収入金額－必要経費

所得金額の算定については、26ページ「所得の種類」をご覧ください。

- 2 給与所得については、必要経費にかわるものとして、給与所得控除があります。
- 3 公的年金等の収入は、雑所得として取り扱われます。

● 所得控除

所得控除は、納税義務者の状況（配偶者や扶養親族の有無、病気や災害などの出費）に応じて、所得金額から差し引くもので、14種類あります。

※ 27・28ページ「所得控除」をご覧ください。

● 所得割の税率

所得割の税率は、一律10%になっています。

課 税 所 得 金 額	税 率
一 律	1 0 % $\left\{ \begin{array}{l} \text{市民税} \quad 6 \% \\ \text{県民税} \quad 4 \% \end{array} \right.$

● 調整控除

個人住民税と所得税とでは人的控除額（表1）が異なるため、同じ収入金額でも個人住民税の課税所得金額が所得税の課税所得金額より多くなります。

このため、税率を変えただけでは、その差額分について税源移譲前よりも税源移譲後が増税になってしまいます。これを調整するために新設した、個人住民税の所得割からの控除が「調整控除」（表2）です。

（表1） 所得税と個人住民税の人的控除の差額

控除の種類		差額	控除の種類		差額
障害者 控 除	普通障害者 (1人につき)	1 万 円	扶 養 控 除	一般扶養親族 (1人につき) ※16歳未満の年少扶 養親族を除く	5 万 円
	特別障害者 (1人につき)	1 0 万 円		特定扶養親族 (1人につき)	1 8 万 円
	同居特別障害者 (1人につき)	2 2 万 円		老人扶養親族 (1人につき)	1 0 万 円
寡 婦 控 除	一般寡婦	1 万 円		同居老親等 (1人につき)	1 3 万 円
	特別寡婦	5 万 円	配 偶 者 特 別 控 除	配偶者の合計所得が38 万円超40万円未満	5 万 円
寡 夫 控 除		1 万 円		配偶者の合計所得が40 万円以上45万円未満	3 万 円
勤労学生控除		1 万 円		基礎控除	5 万 円
配 偶 者 控 除	控除対象配偶者	5 万 円			
	老人控除対象配偶者	1 0 万 円			

（表2） 調整控除

1 個人住民税の課税所得金額 ≤ 200万円の場合	
人的控除の所得税との差額の合計額	＞ いずれか小さい額 × 5 %
個人住民税の課税所得金額	
2 個人住民税の課税所得金額 > 200万円の場合	
{人的控除の所得税との差額の合計額－(個人住民税の課税所得金額－200万円)} × 5 %	
※ ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とします。	

● 税額控除

① 配当控除

配当所得がある場合、算出された所得割額から配当控除額が差し引かれます。

② 住宅借入金等特別税額控除

平成11年から平成18年末まで、又は平成21年から平成33年12月までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の個人住民税（所得割額）から控除されます。

③ 寄附金税額控除

寄附をした相手方により計算が異なりますが、寄附金の額に基づき、所得割額から控除されます。

(ア) 地方公共団体（全国の都道府県・市区町村）への寄附金

寄附金のうち適用下限額（2,000円）を超える部分について、一定の限度額まで所得税と合わせて全額控除されます。

<税額控除額の計算方法>

次のイとロの合計額を控除できます。

イ 〔地方公共団体に対する寄附金－2,000円〕×10%

ロ 〔地方公共団体に対する寄附金－2,000円〕×〔90%－0～45%（所得税の限界税率）〕
×1.021

※ ロについては、個人住民税所得割額の20%が限度となります。

また、平成25年から49年まで復興特別所得税が課税されるため、平成26年度から50年度までは復興特別所得税率（2.1%）を乗じて得た率が加算されます。

(イ) 青森県共同募金会・日本赤十字社青森県支部・所得税における寄附金の対象となる寄附金のうち市や県の条例で定めるものへの寄附金

寄附金のうち適用下限額（2,000円）を超える部分について、次の計算により控除されます。

<税額控除額の計算方法>

市 民 税	〔地方公共団体以外に対する寄附金－2,000円〕×6%
県 民 税	〔地方公共団体以外に対する寄附金－2,000円〕×4%

なお、控除対象となる寄附金の額は、（ア）と（イ）を合わせて総所得金額等の合計額の30%を限度とします。

(ウ) ふるさと納税ワンストップ特例制度

ふるさと納税を行う場合、次の条件を満たすと確定申告をしなくても寄附金控除が受けられます。

- ・ ふるさと納税先が5自治体以内であること。
- ・ ふるさと納税先の自治体へ特例適用に関する申請書を提出していること。
- ・ 確定申告が不要な給与所得者等であること。

※ ワンストップ特例を受けた場合、所得税からの控除（還付）は行われず、翌年度の住民税から控除されます。

◎ 分離課税所得

● 山林所得

山林所得については、課税所得金額に10%（市民税6%、県民税4%）を乗じて税額を計算します。

● 退職所得

退職所得にかかる所得割額は、次のとおり算出され、退職手当の支払を受けるときに天引きされます。

$(\text{支払金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$ （注1） $\times$ 税率（市民税6% 県民税4%）

※（注1）平成25年1月1日以後に支払われる勤続年数が5年以内の法人役員等の退職金については、2分の1課税が廃止されました。

退職所得控除額

勤続年数	控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)
20年を超える場合	70万円×(勤続年数－20)＋800万円

● 土地・建物等の譲渡所得

土地・建物等の譲渡所得に対する個人住民税については、37ページ「4) 売ったとき」をご覧ください。

● 株式譲渡所得 税率 市3%、県2%

● 先物取引 税率 市3%、県2%

◎ 申告と納税

● 個人住民税の申告

1月1日現在、市内に住所がある人は、次の場合を除いて申告しなければなりません。申告期限は3月15日です。（平成29年中の所得の申告は平成30年3月15日まで）

① 所得税の確定申告をした場合

② 勤務先から給与支払報告書が提出されている場合

（注）給与以外の所得があった人や、医療費控除などを受けようとする人は、申告をする必要があります。

③ 支払者から公的年金等支払報告書が提出されている場合

（注）公的年金等以外の所得があった人や、医療費控除などを受けようとする人は、申告をする必要があります。

● 納税の方法

個人住民税を納めていただくには、次のように普通徴収と特別徴収の2つの方法があります。

① 普通徴収

市から送付された納税通知書により、個人で納めていただきます。

納期は、6月(第1期)、9月(第2期)、11月(第3期)、翌年2月(第4期)です。

② 特別徴収

(1) 給与からの特別徴収

給与支払者（会社など）が、市からの通知に基づいて毎月（6月～翌年5月）の給与から住民税を天引きし、これを取りまとめて翌月の10日までに納めます。納税者には、特別徴収税額通知書により税額などをお知らせします。

(注)給与所得者が中途退職したとき

特別徴収されている給与所得者が年の中途中で退職して、給与から天引きできなくなった残りの税額は、次のいずれかの方法により納めていただくことになります。

(ア) 退職時に一括して納める（異動日が1月1日～4月30日の場合は、一括徴収が義務付けられています）。

(イ) 普通徴収により個人で納める。

(ウ) 転勤先で新しい特別徴収義務者が納める。

（転勤とは、異動届で指定番号を持っている再就職先への報告がある場合です。）

(2) 公的年金からの特別徴収

(ア) 制度の概要

65歳以上の公的年金受給者で、公的年金に係る所得に対して課税されている方の納税の便宜と徴収の効率化を目的に導入されたもので、個人住民税を公的年金からの天引きにより納めていただく制度です。公的年金からの特別徴収は、本人の意思による選択は認められていません。

※平成28年10月以後、公的年金からの特別徴収制度は、次のように一部変更となりました。

・仮徴収額（4・6・8月）と本徴収（10・12・翌年2月）の月割り額の不均衡を解消するため、仮徴収額が前年度の公的年金特別徴収税額の2分の1で算定されます。

・特別徴収税額通知後に税額が変更となったり、他市町村に転出した場合でも一定の要件のもと特別徴収が継続されます。

(イ) 特別徴収の対象となる人

市・県民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金（国民年金法による老齢基礎年金及び旧厚生年金保険法による老齢年金等）の支払いを受けた人で、天引き

が開始される年の4月1日において公的年金の支払いを受けている65歳以上の人が対象となります。

(ウ) 特別徴収の対象とならない人

次のいずれかにあてはまる人は、特別徴収の対象となりません。

- a) 天引きされる税額が天引き対象の年金額を超えている人
- b) 公的年金の受給額が18万円未満の人（18万円以上の場合でも公的年金所得分で非課税の人は特別徴収となりません。）
- c) 天引き対象の年金額から所得税、介護保険料、国民健康保険料又は後期高齢者医療保険料を差し引いた残りが天引きされる税額より小さい人
- d) 介護保険料が特別徴収されていない人

天引きされる税額が年度の途中で変更（増額又は減額）となった場合は、特別徴収が中止され、徴収済みの税額を引いた残りの額を納付書で納めていただくことになります（普通徴収）。減額により納め過ぎとなった場合は、還付されます。

(エ) 公的年金から特別徴収される税額

公的年金にかかる均等割額と所得割額です。

(オ) 特別徴収の対象となる公的年金

特別徴収の対象となる年金は、老齢又は退職を支給事由とする年金で、以下のとおりです。なお、障害年金や遺族年金は課税の対象とされていないことから、特別徴収の対象とはなりません。

- a) 国民年金法による老齢基礎年金
- b) 旧国民年金法（昭和60年国民年金等改正法による改正前の国民年金法）による老齢年金及び通算老齢年金
- c) 旧厚生年金保険法（昭和60年国民年金等改正法による改正前の厚生年金保険法）による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金
- d) 旧国共済法等（昭和60年国共済法等改正法による改正前の国家公務員等共済組合法及び国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金
- e) 旧地共済法等（昭和60年地共済法等改正法による改正前の地方公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金
- f) 旧私学共済法（昭和60年私学共済法改正法による改正前の私立学校教職員共済組合法）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

- g) 旧船員保険法（昭和60年国民年金法等改正法による改正前の船員保険法）による老齢年金及び通算老齢年金
- h) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律に規定する移行農林年金のうち、退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

◎ 個人住民税と所得税の違い

● 前年課税と現年課税

個人住民税は、前年の所得に対してかかりますが、所得税は、その年の所得に対してかかります。

● 賦課課税と申告納税

個人住民税は、申告書など各種資料に基づいて賦課されますが、所得税は、納税者が自分で税額を計算して納める申告納税です。

● 税率の違い

市民税（所得割）	6 %（7ページ参照）
県民税（所得割）	4 %（7ページ参照）
所得税	5 %から45 %まで7段階累進税率

所得税の税率

課 税 所 得 金 額		税 率
1 9 5 万円未満		5 %
1 9 5 万円以上	3 3 0 万円未満	1 0 %
3 3 0 万円以上	6 9 5 万円未満	2 0 %
6 9 5 万円以上	9 0 0 万円未満	2 3 %
9 0 0 万円以上	1, 8 0 0 万円未満	3 3 %
1, 8 0 0 万円以上	4, 0 0 0 万円未満	4 0 %
4, 0 0 0 万円以上		4 5 %

※平成49年分まで復興特別所得税（基準所得税額の2.1%）が加算されます。

● 所得控除の比較

① 控除額の同じもの

雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除

② 控除額の違うもの（※のついているものは限度額）

所得控除		住民税		所得税		
生命保険料控除		旧契約	※一般	3万5千円	※一般	5万円
			※個人年金	3万5千円	※個人年金	5万円
		新契約	※一般	2万8千円	※一般	4万円
			※個人年金	2万8千円	※個人年金	4万円
		※介護医療		2万8千円	※介護医療	4万円
		※旧契約と新契約あわせて最大7万円			※旧契約と新契約あわせて最大12万円	
地震保険料控除		※地震		2万5千円	※地震	5万円
		※旧長期		1万円	※旧長期	1万5千円
		〔※二つあわせて〕		最大2万5千円	〔※二つあわせて〕	最大5万円
障害者控除	普通障害者			26万円	27万円	
	特別障害者 (同居特障)			30万円 (53万円)	40万円 (75万円)	
寡婦控除	一般寡婦			26万円	27万円	
	特別寡婦			30万円	35万円	
寡夫控除				26万円	27万円	
勤労学生控除				26万円	27万円	
配偶者控除	一般			33万円	38万円	
	老人			38万円	48万円	
配偶者特別控除		※		33万円	※	38万円
扶養控除	一般扶養親族			33万円	38万円	
	◎16歳未満の年少扶養親族に係る控除額は0円					
	特定扶養親族			45万円	63万円	
老人扶養親族 (同居老親等)				38万円 (45万円)	48万円 (58万円)	
基礎控除				33万円	38万円	

● 税額控除

配当控除の控除率が違います。

法人市民税

◎ 納税義務者

納 税 義 務 者	納めるべき税額	
	均等割	法人税割
1 市内に事務所や事業所を有する法人	○	○
2 市内に事務所や事業所を有しないが、寮、保養所などがある法人	○	

※ 法人でない社団又は財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは、上記表中の法人とみなされます。

◎ 均等割

$$\text{税額} = \frac{\text{事務所・事業所などを有していた月数}}{12 \text{ か月}} \times \text{税率}$$

(注)・ひと月を超えて端数が生じたときは、端数を切り捨てて算出します。

・月数がひと月に満たないときは、ひと月とみなして算出します。

区 分	当市内の従業者数の合計	税率 (年額)
1 資本金等の額が50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円
	50人以下	410,000円
2 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	50人を超えるもの	1,750,000円
	50人以下	410,000円
3 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000円
	50人以下	160,000円
4 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000円
	50人以下	130,000円
5 資本金等の額が1千万円以下である法人	50人を超えるもの	120,000円
6 上記1～5に掲げる法人以外の法人等	—	50,000円

※上記表中の資本金等の額は、資本金等の額に無償増減資等の調整を行った額と資本金の額及び資本準備金の額の合算額のうち、いずれか大きいほうの金額により算定します。

◎ 法人税割

$$\text{税額} = \text{課税標準となる法人税額} \times 12.1\% \text{ (税率)}$$

(注)・当市は、超過税率を採用しています。

・市外にも事務所や事業所を有する法人は、税率をかける前に従業者数によってあん分します。

◎ 申告と納税

● 法人市民税の申告

事業年度	種 類	申 告 期 限	申 告 納 付 額
6か月	確定申告	事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内	均等割額と法人税割額との合計額
1年	中間申告	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内	(ア) 均等割額と前事業年度の確定法人税割額の6か月分の法人税割額との合計額（予定申告） (イ) 均等割額とその事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなした法人税額による法人税割額との合計額（仮決算による中間申告）
	確定申告	事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内	確定申告にかかる均等割額と法人税割額との合計額。なお、すでに中間申告を行った税額がある場合にはその額を差し引いた額

※ 法人税（国税）の中間申告が必要ない法人は、法人市民税の中間申告も必要ありません。

● 納税の方法

法人が税の申告をするとき、その申告税額を金融機関等で納めます。

固定資産税

◎ 納税義務者

毎年1月1日現在で、市内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人。

この所有者とは

- ① 土地 登記簿又は土地補充課税台帳
- ② 家屋 登記簿又は家屋補充課税台帳
- ③ 償却資産 償却資産課税台帳

にそれぞれ所有者として登記又は登録されている人をいいます。

したがって、売買などにより実際の所有者が変更していても、登記簿などの名義変更手続が1月1日現在において完了していない場合は、旧所有者が納税義務者となります。

(注) 償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産の状況などについて申告しなければなりません。申告期限は1月31日です。

◎ 課税標準額と評価額

固定資産税の課税標準額は、原則としてその資産の評価額です。ただし、土地については、住宅用地に対する課税標準の特例措置や宅地の税負担の調整措置があり、評価額＝課税標準額となっていないのが一般的です。評価額は、固定資産評価基準により適正な時価を求める方法により決定します。また、評価額は原則として3年ごと（償却資産は毎年度）に見直しますが（これを評価替えといい、評価替えの年を基準年度といいます。）、基準年度以外の年度であっても、土地の地目変更や家屋の新築・増改築があった場合には、その年度において資産の状況に応じた評価額を決定します。

◎ 評価の方法

- ① 土地 地価公示価格等を活用して評価
- ② 家屋 再建築価格を基礎として評価
- ③ 償却資産 取得価額を基礎として評価

◎ 税額の算出方法

税額 = 課税標準額 × 1.6%（税率）

◎ 免税点

市内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの固定資産の課税標準額の合計額が次の場合には、固定資産税はかかりません。

- ① 土地 30万円未満
- ② 家屋 20万円未満
- ③ 償却資産 150万円未満

◎ 納税の方法

市から送付された納税通知書により、年4回に分けて納付します。

納期は、5月（第1期）、7月（第2期）、10月（第3期）、翌年1月（第4期）です。

◎ 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

- 市では、市内に所在する資産の土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格（評価額）が記載されています。）、家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、建築年、種類、構造、床面積、価格（評価額）が記載されています。）の縦覧を行っています。

これは、固定資産税の納税者が、自己の固定資産と他の固定資産の評価額を比較し、評価額の適正さを確認してもらうため設けられている制度です。

これらの帳簿を縦覧できる人は、土地価格等縦覧帳簿については土地にかかる固定資産税の納税者、家屋価格等縦覧帳簿は家屋にかかる固定資産税の納税者に限られます。

ただし、縦覧ができる納税者から委任された人は縦覧することができます。

- 課税台帳に登録されている価格（評価額）について不服がある納税者は、弘前市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

ただし、基準年度以外の年度においては、土地の地目変更や家屋の新築・増改築などの特別な事情により課税台帳に登録されている価格（評価額）等に変更がある場合のほかには審査の申出をすることができません。

審査の申出期間は、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格（評価額）等のすべてを登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までとなります。

- 縦覧期間は、4月1日から第1期の納期限の日までです。（土曜日、日曜日、祝休日を除きます。）
- 縦覧場所は、本庁資産税課、岩木・相馬庁舎民生課です。

◎ 特例・軽減措置等

● 土地についての特例

① 住宅用地に対する課税標準の特例

200㎡までの小規模住宅用地部分 評価額 × 1/6

200㎡を超える一般住宅用地部分 評価額 × 1/3

(注)住宅用地とは、現に人の居住する住宅の敷地のことで、これから住宅を建てる予定の土地は該当しません。また、住宅の床面積の10倍の面積を限度とします。

② 宅地の税負担の調整措置

宅地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇はゆるやかなものになるよう、課税標準額を徐々に是正する負担調整措置が講じられています。

◇ 土地の固定資産税は、次のとおり求められます。

商業地等の宅地 ※

課税標準額 × 税率 = 税額

(評価額×70%)

※「商業地等の宅地」とは、住宅用地以外の宅地や雑種地などをいいます。

住 宅 用 地

課税標準額 × 税率 = 税額

(評価額×1/6※) ※ 200㎡を超える住宅用地は1/3となります。

◇ 今年度の価格に比べて前年度の課税標準額が以下の場合の土地については、今年度の課税標準額は次のとおりとなります。

商業地等の宅地

今年度の価格Aと比べ

(ア) 前年度課税標準額がAの60%以上70%以下の場合

→ 前年度課税標準額を据え置きます。

(イ) 前年度課税標準額がAの60%未満の場合

→ 前年度課税標準額 + A × 5%

(ただし、上記(イ)により計算した額が、Aの60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額となります。)

(ウ) 前年度課税標準額がAの70%を超える場合はAの70%

住 宅 用 地

今年度の価格に1/6(又は1/3)を掛けた額(=本来の課税標準額B)が以下の額を超える場合には、以下の額が課税標準額となります。

$$\text{前年度課税標準額} + B \times 5\%$$

(ただし、上記により計算した額が、Bの20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額となります。)

◇ 農地の税負担の調整措置

農地については、負担水準の区分に応じたなだらかな税負担の調整措置が導入されています。なお、市街化区域農地は評価額に1/3を乗じた額が課税標準額となります。

負 担 水 準	負 担 調 整 率
0.9 以上	1.025
0.8 ～ 0.9 未満	1.05
0.7 ～ 0.8 未満	1.075
0.7 未満	1.10

※「負担水準」とは、個々の土地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので、次の算式によって求められます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} (\times \text{住宅用地特例率} (1/6 \text{ 又は } 1/3))}$$

● 家屋についての特例

(ア) 新築の一般住宅やマンションなどの居住用家屋で、床面積が次の要件に該当する家屋については、固定資産税が減額されます。

住宅の床面積	減額される税額の場合	新築後の減額期間
50㎡(共同住宅は40㎡)以上 120㎡以下 (約15.1坪以上36.3坪以下)	税額 1/2	ア 3階建て以上のマンションなどの住宅 (耐火構造)5年度分
120㎡を超え280㎡以下 (約36.3坪を超え84.7坪以下)	120㎡に相当する税額の1/2	イ アに該当しない住宅 3年度分

(注)居住用家屋とは、一般住宅やマンションなどのほか、店舗などと居住を兼ねている住宅で、居住部分の延床面積の占める割合が2分の1以上の併用住宅も含まれます。

(イ) 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」について、その建築及び維持保全に関する計画の認定を受けて建築した住宅は、減額期間が通常より2年間延長されます。

(申告の手続き)

認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額申告書に長期優良住宅認定通知書等の写しを添えて申告してください。

● 償却資産についての特例

特殊な償却資産については、いくつかの特例が設けられています。

軽自動車税

◎ 納税義務者

毎年4月1日現在で、市内に主たる定置場を有する軽自動車を所有している人。
したがって、4月2日以降に所有した場合には、本年度分の税金はかかりませんが、
同日以降に廃車や名義変更をしても、本年度分の税金は全額かかることとなります。
なお、割賦（所有権留保付）販売の場合は、買主が所有者とみなされます。

◎ 税率

税率は、下表のとおりです。

なお、地方税法の改正に伴い、平成27年度から軽自動車税の税率が変わりました。

- ・ 軽三輪、軽四輪以上の車両は、新車新規登録を受けた年月により、旧税率、新税率、重課税率（平成28年度から）のいずれかの税率になります。

「新 税 率」…平成27年4月1日以降に新車新規登録を受ける車両から適用。

「重課税率」…新車新規登録を受けた年月から13年を経過した車両に対し、翌年度から課される税率で、平成28年度から適用。

- ・ 原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、雪上車は、すべて平成28年度より新税率が適用されています。

区 分				旧 税 率	新 税 率	重課税率
原動機付自転車	総排気量 又は 定格出力	0.05L以下のもの 0.6kw以下のもの		1,000円	2,000円	適用なし
		二輪のもので0.05Lを超え0.09L以下のもの 〃 0.6kwを超え0.8kw以下のもの		1,200円	2,000円	
		二輪のもので0.09Lを超え0.125L以下のもの 〃 0.8kwを超え1.0kw以下のもの		1,600円	2,400円	
		三輪以上で輪距0.5mを超え又は車室を有する 0.02Lを超え0.05L以下のもの又は0.25kwを超え0.6kw以下のもの		2,500円	3,700円	
軽自動車	二 輪 (0.125Lを超え0.25L以下のもの)		2,400円	3,600円		
	三 輪 (0.66L以下のもの)		3,100円	3,900円	4,600円	
	四 輪 (0.66L以下のもの)	乗 用	営 業 用	5,500円	6,900円	8,200円
			自 家 用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨 物	営 業 用	3,000円	3,800円	4,500円
			自 家 用	4,000円	5,000円	6,000円
	専ら雪上を走行するもの (0.66L以下のもの)		2,400円	3,600円		
小 型 特 殊 自 動 車		農耕作業用	1,600円	2,000円	適用なし	
		そ の 他	4,700円	5,900円		
二輪の小型自動車 (0.25Lを超えるもの)				4,000円	6,000円	

※ L=リットル（総排気量）、kw=キロワット（定格出力）

◎ グリーン化特例

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規取得した四輪以上、および三輪の軽自動車（新車に限る）で、下表に挙げる優れた環境性能を有するものについて、平成29年度分の軽自動車税を軽減する「グリーン化特例（軽課）」が実施されています。

特 例 適 用 条 件	税 率
電気自動車及び天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制に適合し、かつ同年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出が少ないもの）	税率を概ね75%軽減
平成17年排出ガス規制に適合し、同年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等が少なく、かつ乗用は平成32年燃費基準値より20%以上、貨物用は平成27年燃費基準値より35%以上燃費性能の良いもの	税率を概ね50%軽減
平成17年排出ガス規制に適合し、同年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等が少なく、かつ乗用は平成32年燃費基準値を満たし、貨物用は平成27年燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの	税率を概ね25%軽減

◎ 申 告

軽自動車などを取得した場合は15日以内に、軽自動車などを廃車・売却などした場合には30日以内に、次の場所で申告をしてください。

車 種	申 告 場 所
原動機付自転車 (0.125L以下のバイクと三輪以上のミニカー)	市民税課 岩木総合支所民生課
小型特殊自動車	相馬総合支所民生課
軽自動車	青森市浜田字豊田129-2 軽自動車検査協会青森事務所 (電話050-3816-1831)
軽二輪 (0.125Lを超え0.25L以下のバイク)	青森市浜田字豊田129-13 (一社) 全国軽自動車協会連合会青森事務所 (電話017-739-0441)
二輪小型自動車 (0.25Lを超えるバイク)	青森市浜田字豊田139-13 東北運輸局青森運輸支局(電話017-739-1501)

(注) 軽自動車検査協会青森事務所・(一社) 全国軽自動車協会連合会青森事務所・東北運輸局青森運輸支局に対する申告は、弘前自動車協会（弘前市大字神田四丁目2-10 電話32-7237）でも有料で取り扱います。

◎ 納税の方法

市から送付された納税通知書により5月末日までに納付します。

なお、障がいのある方本人、又は生計を一にする方が運転をする場合で、その障がいの程度や軽自動車の使用状況などが一定の条件に該当するときは、納期限までに申請することにより減免を受けることができます（申請内容に変更のない継続申請者は、郵送による簡易な申請が可能です）。

市たばこ税

◎ 納税義務者

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者（以下「卸売販売業者等」という。）が市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対してかかる税です。したがって、納税義務者は卸売販売業者等です。

（注）小売たばこの価格には、たばこ税に相当する分が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは消費者ということになります。

◎ 税率

税率は、千本につき5,262円（1本 5円26銭2厘）です。なお、平成27年度の税制改正により、旧3級品（わかば、エコー、しんせい等）に係るこれまでの特例税率は廃止され、平成28年4月から段階的に税率引上げが実施されています。

○旧3級品に係る税率（1,000本当たり）

- ・平成28年4月1日～平成29年3月31日…2,925円
- ・平成29年4月1日～平成30年3月31日…3,355円
- ・平成30年4月1日～平成31年3月31日…4,000円
- ・平成31年4月1日以後・・・・・・・・・・5,262円

◎ 申告と納税の方法

卸売販売業者等が、毎月算出した税額を翌月末日までに申告し納めます。

【参考】たばこに係る税金

たばこの価格には、国や地方たばこ税など様々な税金が含まれており、価格の6割以上が税金となっています。

都市計画税

◎ 都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税で、市街化区域内に所在する土地・家屋に対してかかる税です。

◎ 納税義務者

市街化区域内に所在する土地・家屋の1月1日現在における所有者。なお、固定資産税において免税点未満の人は、都市計画税もかかりません。

※ 16ページ「免税点」をご覧ください。

◎ 課税標準額

固定資産税と同じ土地・家屋の評価額です。

なお、土地については、固定資産税と同様に住宅用地に対する課税標準の特例措置、負担調整措置があり、調整後の額が課税標準額となります。

住宅用地に対する課税標準の特例

ア 200㎡までの小規模住宅用地部分 評価額 × 1/3

イ 200㎡を超える一般住宅用地部分 評価額 × 2/3

◎ 税額の算出方法

税額 = 課税標準額 × 0.2% (税率)

◎ 納税の方法

市から送付された納税通知書により、固定資産税と合わせて納めます。

入 湯 税

◎ 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設などの整備並びに観光振興の費用に充てるために設けられた目的税で、鉱泉浴場における入湯行為に対してかかるものです。したがって、一般公衆浴場又は共同浴場での入湯についてはかかりません。

(注) 鉱泉浴場とは、原則として温泉法にいう温泉を利用する浴場をいいます。

◎ 納税義務者と税率

納税義務者は、鉱泉浴場の一般入湯客（12歳以上）で、税率は1人1日につき150円です。

なお、日帰り入湯の場合は、休憩室等の利用を含む料金が消費税及び地方消費税を含めて1人1日1,080円までは課税が免除されます。

◎ 申告と納税の方法

浴場経営者が、毎月1日から末日までの間に入湯客から徴収した入湯税を翌月15日までに申告し納めます。

4 市税の収納

市政の円滑な運営のための税務行政は、適正・公平な課税と納期内の納税が基本となっています。

しかし、様々な事情により納付が困難な場合には納税の相談に応じたり、税收確保のため、文書による督促や催告、あるいは財産の差押えなど、それぞれのケースに応じた措置が必要となります。

(1) 納付の方法

① 金銭等による納付

現金又は小切手で金融機関に納付します。

納期限内は、コンビニエンスストアでも納付できます。

② 口座振替による納付（郵便局からの自動払込も利用できます。）

納税者の預（貯）金口座から振替指定日に自動的に振替納税します。

③ 納税貯蓄組合による納付

納付のために計画的に貯蓄を行い、納税を容易かつ確実にすることを目的とする組合に加入し、組合を通じて納付します。

(2) 納税額の減免

納税者が災害により甚大な損害を受けたときや、生活保護法により生活扶助を受けている場合は、原則として納期限までに市役所、総合支所や出張所に申請することによって減免が認められる場合があります。

(3) 徴収の猶予

納税者が災害を受け、若しくは病気にかかり、又は事業の休止・廃止をした場合などにより納付の履行が困難となった場合、納税者からの申請によりその納税を猶予することができます。

(4) 督促手数料・延滞金

税金を納期限までに完納しない場合には、次のような負担がかかります。

① 督促手数料

督促状を発送した場合には、一通につき70円

② 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額が加算されます。

平成26年1月1日以降の期間（納期限の翌日から完納までの期間）の延滞金計算方法は以下のとおりとなっています。

納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、特例基準割合に1%を加算した割合（ただし、上限は7.3%）となります。納期限の翌日から1か月を経過する日の翌日から、納付した日までの期間については、特例基準割合に7.3%を加算した割合（ただし、上限は14.6%）となります。

※特例基準割合とは、財務大臣が告示する貸出約定平均金利に1%の割合を加算した割合です。

(5) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納しないときは、国税徴収法に規定する滞納処分の例により財産の差押えを受けることがあります。

納税についてのご相談は、収納課（TEL 40-7032・40-7033）へどうぞ。

市税は納期内に納めるよう心がけましょう

5 市税の処分に対して不服があるとき

市税の処分（賦課決定や滞納処分等）について不服がある場合は、市長に対して審査請求をすることができます。

審査請求ができる期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内です。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、原則として審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。

※固定資産税の課税台帳に登録されている価格（評価額）について不服がある場合の審査の申出については、17ページをご覧ください。

参考資料

◎ 所得の種類

主 な 所 得 の 種 類			所 得 金 額 の 算 出 方 法
1	利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
2	配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
3	不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
4	事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
5	給与所得	サラリーマンの給料など	収入金額－給与所得控除額 ＝給与所得の金額
6	譲渡所得	土地などの財産を売った場合に生じる所得	収入金額－資産の取得価額などの経費 －特別控除額＝譲渡所得の金額 (37ページ、4)売ったとき で説明)
7	一時所得	賞金、競馬の払戻金、生命保険満期払戻金、立退料など	収入金額－必要経費－特別控除額＝ 一時所得の金額（1/2の額が総合課税）
8	雑所得	1～7及び9・10の所得に当てはまらない所得や公的年金など	収入金額－必要経費〔公的年金等控除額〕 ＝雑所得の金額
9	山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額 ＝山林所得の金額
10	退職所得	退職手当、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2 ＝退職所得の金額

◎所得控除

種 類	要 件		控 除 額	
雑損控除	前年中に災害などにより資産について損失を受けた場合		①（損失額－保険などからの補てん額） －（総所得金額等の合計額×10%） ②（災害関連支出－保険などからの補てん額） －5万円 ①と②のいずれか多い方の金額	
医療費控除	前年中に医療費を支払った場合		（支払った医療費－保険などからの補てん額）－〔（総所得金額等の合計額×5%） 又は10万円のいずれか低い額〕 （限度額200万円）	
社会保険料控除	前年中に社会保険料（国民健康保険料、国民年金保険料等）を支払った場合		支払った金額	
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合		支払った金額	
生命保険料控除	旧契約	一 般	15,000円まで	支払った金額
			15,000円を超え40,000円まで	支払保険料 × 1/2 + 7,500円
		個人年金	40,000円を超え70,000円まで	支払保険料 × 1/4 + 17,500円
			70,000円を超える場合	35,000円
	両方支払った場合			それぞれについて 35,000円
	新契約	一 般	12,000円まで	支払った金額
		個人年金	12,000円を超え32,000円まで	支払保険料 × 1/2 + 6,000円
		介護医療	32,000円を超え56,000円まで	支払保険料 × 1/4 + 14,000円
		56,000円を超える場合	28,000円	
すべて支払った場合でも限度額 70,000円				
旧契約と新契約両方支払った場合、旧契約又は旧契約と新契約のいずれか多い金額で限度額 70,000円				
地震保険料控除	地 震		支払保険料 × 1/2 （限度額 25,000円）	
	旧長期（平成18年12月31日までに契約し、保険期間が10年以上で満期払戻金等のあるもの）	5,000円まで 5,000円を超え15,000円まで 15,000円を超える場合	支払った金額 支払保険料 × 1/2 + 2,500円 10,000円	
	両方支払った場合でも限度額		25,000円	

障害者 控除	本人又はその配偶者若しくは扶養親族が障がい者の場合	普通障害者 1人につき26万円 特別障害者 1人につき30万円 (53万円) ()内は、配偶者若しくは扶養親族が同居の特別障害者に該当する場合の額
寡婦控除	夫と死別した人で合計所得金額500万円以下の人及び夫と死別した人又は離婚した人で扶養親族がある人 夫と死別した人又は離婚した人で扶養している子があり、合計所得金額が500万円以下の人	26万円 30万円
寡夫控除	妻と死別した人又は離婚した人で扶養している子があり、合計所得金額が500万円以下の人	26万円
勤労学生 控除	前年の合計所得金額が65万円以下で、かつ、勤労外所得が10万円以下の勤労学生	26万円
扶養控除	・特定扶養 年齢が19歳以上23歳未満の人 生年月日：平成 6年1月2日以降 平成10年1月1日以前出生 ・老人扶養 年齢が70歳以上の人 生年月日：昭和22年1月1日以前出生 ※いずれも生計を一にする所得が38万円以下の人	扶養親族1人につき 33万円 〔ただし、16歳未満の年少扶養親族に係る控除額は0円。〕 特定扶養親族1人につき 45万円 老人扶養親族1人につき 45万円 同居老親等扶養親族1人につき 38万円
配偶者控除	生計を一にする配偶者で所得が38万円以下の人	一 般 33万円 老 人 38万円
配偶者特別 控除	生計を一にする配偶者の所得が38万円より多く76万円未満で、前年の合計所得金額が1千万円以下の納税義務者 (限度額 33万円)	配偶者の合計所得金額(円) 控除額 0 ～ 380,000 0円 380,001 ～ 449,999 33万円 450,000 ～ 499,999 31万円 500,000 ～ 549,999 26万円 550,000 ～ 599,999 21万円 600,000 ～ 649,999 16万円 650,000 ～ 699,999 11万円 700,000 ～ 749,999 6万円 750,000 ～ 759,999 3万円 760,000 ～ 0円
基礎控除	すべての納税義務者	33万円

6 国・県の税金

税は、その納める方法の違いによって、直接税と間接税に分けられます。

「直接税とは」

直接税は、所得税や法人税のように、税金を負担する人が、国や地方公共団体に直接その税金を納める税を言います。

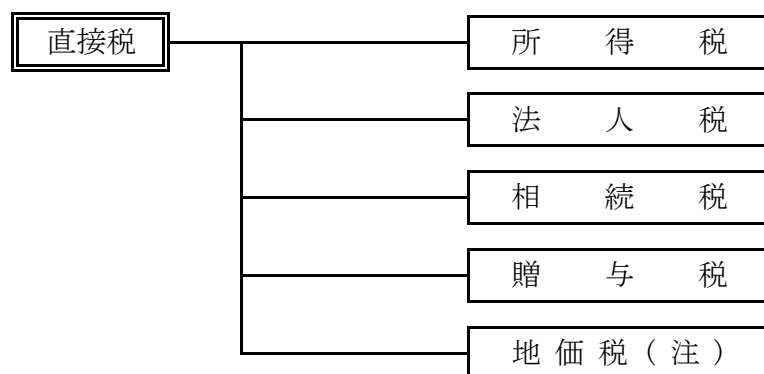
「間接税とは」

間接税は、消費税や酒税のように、実質的に税金を負担する人（消費者）とそれを納める人（製造者、事業者など）が異なるような税です。

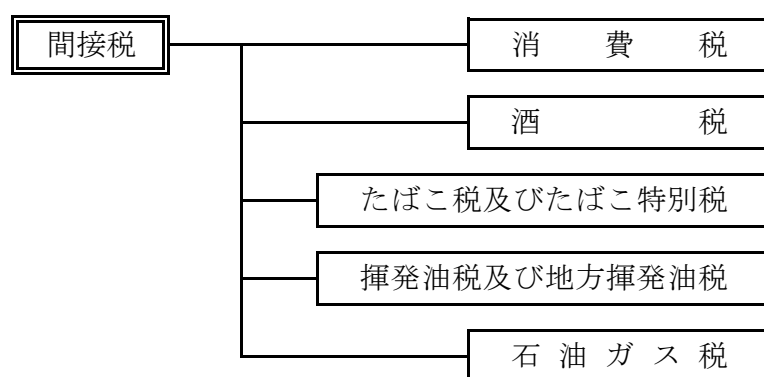
消費税・地方消費税は、製造・卸・小売・サービスなどの事業者が納税しますが、その税額分は商品やサービスの価格に含められ、最終的には消費者が負担することになります。

(1) 国の税金

国の税金で主なものは次のとおりです。



(注) 平成10年以後、当分の間課税されないこととされています。



※国税にはその他に
石油石炭税
登録免許税
航空機燃料税
印紙税
電源開発促進税
自動車重量税
関税などがあります。

●所得 税

個人の所得に対してかかる税金です。所得税はその人の1年間のすべての所得から所得控除額を差し引いた残りの課税所得に税率を適用して税額を計算します。これを納税者が自ら税法に従って所得と税額を正しく計算し、国（税務署）に申告し、その申告した税額を納付しなければなりません。

所得税の申告と納税は、翌年の2月16日から3月15日までとなっています。

（注）平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付する必要があります。

また、利子、配当、給与、退職金及び報酬等の支払いを受けるときには、所得税の源泉徴収が行われます。

なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて源泉徴収します。

●相 続 税

相続や遺贈によって財産を取得した人にかかる税金です。

なお、相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産、相続時精算課税の適用を受けた財産があるときは、その財産を遺産総額に加算します。

基礎控除額は3,000万円と法定相続人1人につき600万円を加えた金額です。

相続税の申告と納税は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内となっています。

●贈 与 税

個人から財産をもらった人にかかる税金です。

1年間に贈与を受けた財産の合計額から基礎控除額110万円を差し引いて贈与税を計算する「暦年課税」と、2,500万円の特別控除を超えた部分に贈与税がかかる「相続時精算課税」（贈与者が亡くなったときに相続財産に加算して相続税で精算する）の2つの方法があります。

また、「贈与税の配偶者控除」、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」があります。

贈与税の申告と納税は、贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日までとなっています。

●消 費 税

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して、広く公平に課税されますが、生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みが採られています。

消費税がかかる取引には、併せて地方消費税もかかり、消費税6.3%と地方消費税1.7%を合わせた税率は8%です。

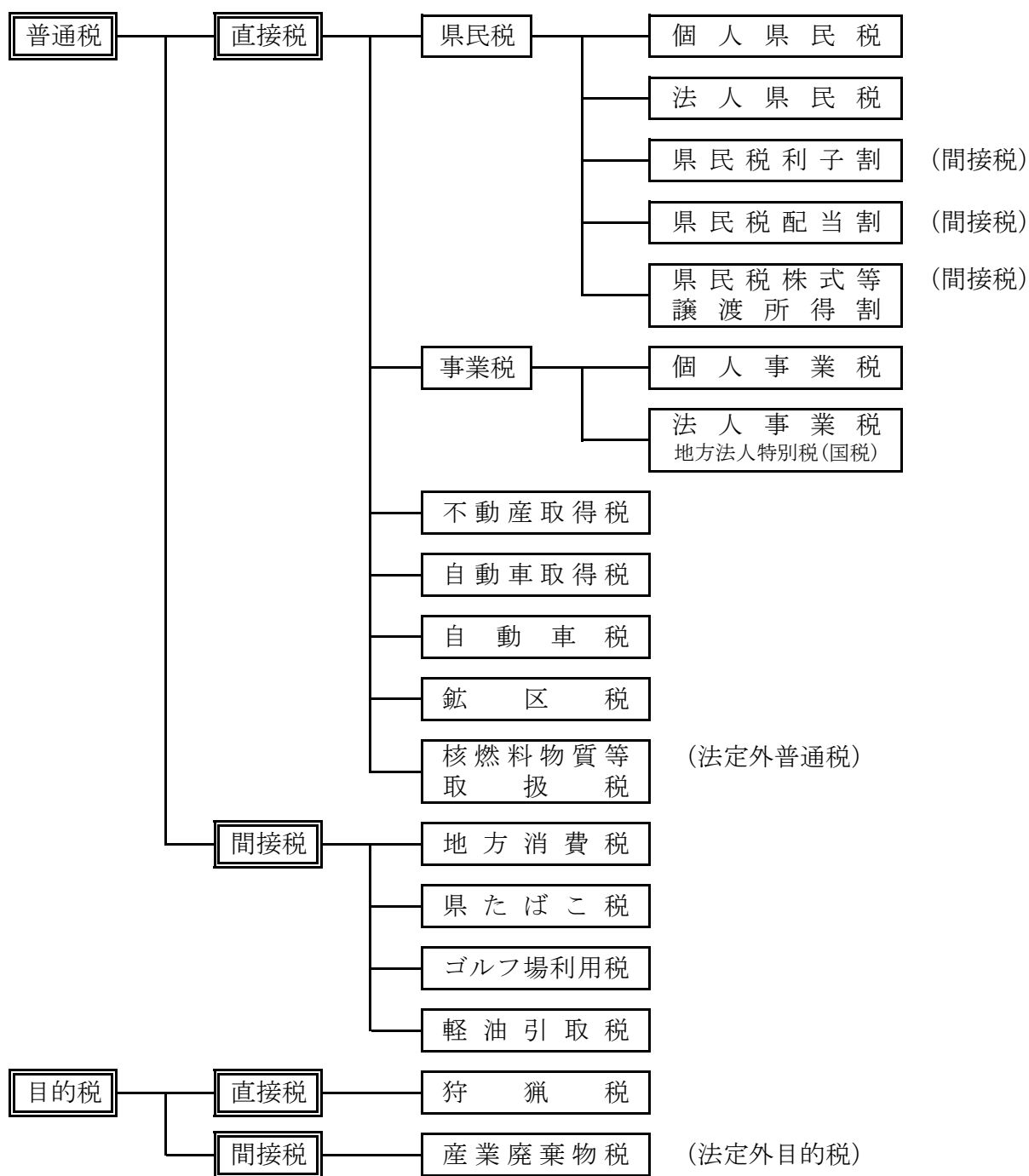
また、商品などの価格に上乗せされた消費税と地方消費税分は、消費者が負担し、納税義務者である事業者が納めます。

消費税の申告と納税については、個人事業者は翌年の3月末日までに、法人は課税期間終了後2か月以内となっています。

なお、事業者の納税事務の負担等を軽減するために、納税義務の免除や簡易課税制度が設けられています。

(2) 県の税金

県に納める税金は13税目ありますが、これを県税の使いみちと納める方法などによって分類すると次のようになります。



- ☆ 使いみちによる分類
- 普通税 … 税収入の使いみちが特定されていないもの
 - 目的税 … 税収入の使いみちが特定されているもの
- ☆ 納める方法による分類
- 直接税 … 税金を負担する人が直接県に納めるもの
 - 間接税 … 税金を負担する人が直接県に納めるのではなく負担する人以外の人の手を経て納めるもの
- ☆ 法定外の税 ————— 県が条例で定めて独自に課する税です
(その他の税目は地方税法で定められている税です)

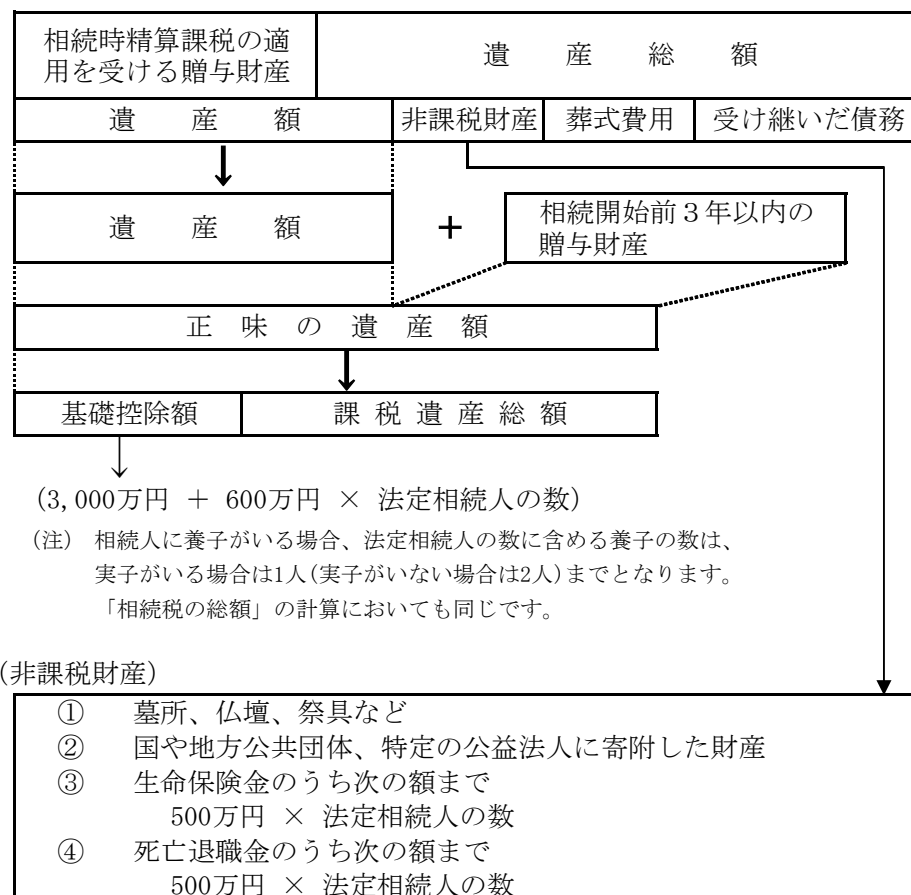
7 私たちの身近にある税金

(1) 財産（現金、預貯金、動産、土地建物等）と税金

1) 取得したとき

● 相続税（国税）

相続税は、相続や遺贈によって取得した「正味の遺産額」が、「基礎控除額」を超える場合に、その超える額に対してかかります。つまり、正味の遺産額が基礎控除額の範囲内であれば、相続税はかかりません。



(平成27年1月1日以後の相続)

法定相続分に 応ずる取得金額	税率	控除額	法定相続分に 応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—	2億円以下	40%	1,700万円
3,000万円以下	15%	50万円	3億円以下	45%	2,700万円
5,000万円以下	20%	200万円	6億円以下	50%	4,200万円
1億円以下	30%	700万円	6億円超	55%	7,200万円

- ① 課税遺産総額を法定相続分どおりに分けたものとして、各法定相続人別に税額を計算します。
- ② ①の税額を合計したものが、相続税の総額です。
- ③ ②の相続税の総額を、各相続人、受遺者及び相続時精算課税を適用した人が実際に取得した正味遺産額の割合に応じてあん分します。
- ④ ③から配偶者の税額軽減のほか、各種の税額控除を差し引いて、実際に納める税額を計算します。

● 贈与税（国税）

個人から財産をもらったときは贈与税の課税対象となり、会社など法人から財産をもらったときは一時所得として所得税の課税対象となります。

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、親子間の贈与で一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。

《暦年課税》

その年の1月1日から12月31日までの1年間に個人から贈与を受けた財産の価額を合計します。

次に、その合計した金額（課税価格）から基礎控除額110万円を控除した残額について、下記の速算表により贈与税額を計算します。

なお、平成27年1月1日以後の贈与税の税率は、一般の税率と、直系尊属から贈与により財産を取得した者（その年の1月1日において20歳以上の者に限ります。）の特例税率とがあります。

〈計算例〉

500万円の贈与を受けた場合（一般の税率）

$$\begin{array}{ccccc} \text{(課税価格)} & \text{(基礎控除額)} & \text{(税率)} & \text{(控除額)} & \text{(贈与税額)} \\ (500\text{万円} - 110\text{万円}) & \times 20\% & - 25\text{万円} & = 53\text{万円} \end{array}$$

【贈与税の速算表（一般）】（平成27年1月1日以後の贈与）

基礎控除後の課税価格	税 率	控 除 額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,500万円以下	45%	175万円
3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	55%	400万円

【贈与税の速算表（特例）】（平成27年1月1日以後の贈与）

基礎控除後の課税価格	税 率	控 除 額
200万円以下	10%	—
400万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円
1,000万円以下	30%	90万円
1,500万円以下	40%	190万円
3,000万円以下	45%	265万円
4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

《相続時精算課税》

相続時精算課税を選択できる場合（年齢は贈与の年の1月1日現在のもの）

- ・ 財産を贈与した人（贈与者）：60歳以上の者
- ・ 財産の贈与を受けた人（受贈者）：20歳以上で、かつ贈与者の直系卑属である推定相続人

○ 贈与税額の計算

特別控除額（2,500万円）を超えた部分に対して20%の税率を掛けた金額が贈与税額となります。

○ 相続時に精算

贈与者が亡くなった時に贈与財産を相続財産に加算して相続税額を計算し、既に支払った贈与税額を控除します。なお、控除しきれない金額は還付されます。

○ 贈与税の申告期間内に申告書及び添付書類を提出しなければなりません。

○ 一度この相続時精算課税を選択すると、その後同じ贈与者からの贈与について「暦年課税」へ変更することはできません。

《住宅取得等資金の非課税》

平成27年1月1日から平成33年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます。）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、次の1又は2の表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

○ 受贈者ごとの非課税限度額（注1）

1 下記2以外の場合

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日(注3)	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円
平成28年 1月 1日から 平成32年 3月31日まで	1,200万円	700万円
平成32年 4月 1日から 平成33年 3月31日まで	1,000万円	500万円
平成33年 4月 1日から 平成33年12月31日まで	800万円	300万円

2 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合(注2)

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日(注3)	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成31年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで	3,000万円	2,500万円
平成32年 4月 1日から 平成33年 3月31日まで	1,500万円	1,000万円
平成33年 4月 1日から 平成33年12月31日まで	1,200万円	700万円

（注1） 受贈者ごとの非課税限度額は、新築等をする住宅用の家屋の種類ごとに、受贈者が最初にこの特例の適用を受けようとする住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。

なお、既にこの特例の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。ただし、上記2の表における非課税限度額は、平成31年3月31日までに住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結し、既にこの特例の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合でも、その金額を控除する必要はありません。

また、平成31年4月1日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結してこの特例の適用を受ける受贈者ごとの非課税限度額は、上記1及び2の表の金額のうちいずれか多い金額となります。

（注2） 個人間の売買で建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記2の表には該当しません。

（注3） この特例の適用を受けるためには、平成33年12月31日までに贈与により住宅取得等資金を取得するだけでなく、住宅用の家屋の新築等に係る契約を同日までに締結している必要があります。

住宅取得等資金の非課税の適用後の残額には、暦年課税にあっては基礎控除（110万円）を適用することができ、また、相続時精算課税にあっては特別控除（2,500万円）を適用することができます。

なお、相続時精算課税の適用は、原則として、父母や祖父母からの贈与に限られます。

● 登録免許税（国税）

土地や建物の所有権等の登記をするときには、登録免許税がかかり、登記申請の際に納付します。税額は、取得した不動産の価額（固定資産税評価額）に次の税率を掛けて計算します。

◇ 税率

登記の種類・原因		土 地	建 物	住宅用家屋の特例
所有権の 移転登記	売 買	1.5% ※1	2.0%	0.3% ※2
	贈 与	2.0%		
	相 続	0.4%		
所有権の保存登記		0.4%		0.15% ※2

※1：平成24年4月1日から平成31年3月31日までに適用されます。

※2：平成32年3月31日までの間に行われる登記について適用されます。

また、当該住宅用家屋が特定認定長期優良住宅又は認定低炭素建築物に該当する場合には、税率の軽減の特例が設けられています（平成30年3月31日までの間に新築し、又は取得したものに限ります。）。

登記の事項	一般住宅の 特 例	長期住宅の 特 例	低炭素の 特 例
住宅用家屋の所有権の保存登記	0.15%	0.1%	0.1%
住宅用家屋の所有権の移転登記			
戸建	0.3%	0.2%	0.1%
戸建以外	0.3%	0.1%	0.1%
住宅取得資金の貸付け等に 係る抵当権の設定登記	0.1%	-	-

● 不動産取得税（県税）

家屋を新築・増改築したとき、土地や家屋を売買、交換、贈与などによって取得したときに、一度だけ取得者に課税される税金です。なお、相続による取得などには課税されません。

○ 税額の計算方法

税額は、不動産の価格（課税標準額）に次の税率を掛けて計算します。

不 動 産 取 得 の 時 期	土 地	家 屋	
		住 宅	住宅以外
平成20年4月1日 ～ 平成30年3月31日	3 %	3 %	4 %

課税標準額は、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格です。ただし、家屋を新築した場合など価格が登録されていないときは、一定の基準により評価した価格となります。なお、平成8年1月1日から平成30年3月31日までに取得した宅地及び宅地評価土地については、固定資産課税台帳価格の2分の1となります。

また、課税標準額が次の額に満たない場合は、課税されません。

取 得 し た 不 動 産		課 税 標 準 額
土 地		10万円
家 屋	建築（新・増・改築）のとき	23万円
	その他（売買・交換など）のとき	12万円

○ 住宅に係る特例（軽減制度）

住宅の新築、新築建売住宅の購入などの場合で、住宅の床面積が50平方メートル（戸建以外の貸家住宅は40平方メートル）以上240平方メートル以下の住宅（特例適用住宅）については、価格から最高1,200万円が控除されます。なお、床面積には、住宅に付属する車庫、物置なども含まれます。

また、一定の条件に当てはまる中古住宅（既存住宅）を取得した場合も、価格から控除される制度があります。

○ 住宅用土地に係る特例（軽減制度）

土地を取得後3年以内又は土地を取得した日前1年以内の期間内に特例適用住宅を新築、購入した場合、あるいは、土地取得前後1年以内に一定の条件に合う既存住宅又は新築未使用の特例適用住宅を取得した場合は、税額から最低45,000円が減額されます。なお、特例適用住宅の新築の場合は、土地と住宅の取得者が異なる場合でも一定の条件を満たすと対象となります。

○ 東日本大震災による特例措置その他の軽減制度

東日本大震災により被害を受けられた方々への特例措置、公共事業のために土地や家屋を譲り渡し、一定期間内に代替の土地や家屋を取得した場合などについても軽減制度があります。詳しくは、県税部にお問い合わせください。

2) 保有しているとき

- | | |
|-------------|----------------------|
| ● 固定資産税（市税） | 16ページ「固定資産税」をご覧ください。 |
| 都市計画税（市税） | 23ページ「都市計画税」をご覧ください。 |

3) 貸したとき

- | | |
|-----------|------------------------|
| ● 所得税（国税） | } 26ページ「所得の種類」をご覧ください。 |
| 住民税（市・県税） | |
- 不動産所得として課税されます。

4) 売ったとき

- 所得税（国税）・住民税（市・県税）

土地や建物の譲渡所得については、他の所得と区分して、いつから所有していたかで、次のように短期譲渡所得と長期譲渡所得に分けて課税されます。

○ 短期譲渡と長期譲渡の区分

短期譲渡：売った年の1月1日現在で所有期間が5年以下の場合

長期譲渡：売った年の1月1日現在で所有期間が5年を超える場合

○ 課税譲渡所得の計算方法

譲渡価額 － （取得費＋譲渡費用） － 特別控除額 ＝ 課税譲渡所得金額

譲渡価額	取得費	売った土地や建物を買入れたときの購入代金（建物は減価償却費相当額を控除します。）や仲介手数料などの合計額です。 実際の取得費の金額が譲渡価額の5％に満たない場合は、譲渡価額の5％相当額を取得費として計算することができます。
	譲渡費用	①仲介手数料、②測量費など土地や建物売るために直接要した費用、③貸家の売却に際して支払った立退料、④建物を取壊して土地を売ったときの取壊し費用などです。
	特別控除額	収用などのとき：最高5,000万円 自分の住んでいる家屋と土地を売ったとき：最高3,000万円 等
	課税譲渡所得金額	

※上記の算式で計算した結果、損失が生じても土地や建物の譲渡による所得以外の所得との損益通算はできません。ただし、マイホームを売ったときは損失を控除できる特例があります。

○ 税額の計算方法

① 長期譲渡所得（一般）の場合

課税譲渡所得金額		
	所得税	住民税
	15%	5% (市民税3%、県民税2%)

② 短期譲渡所得（一般）の場合

課税譲渡所得金額		
	所得税	住民税
	30%	9% (市民税5.4%、県民税3.6%)

※ マイホームを売ったときには、税率を軽減する特例があります。

○ マイホームを売ったときの特例

譲渡益がある場合で、一定の要件に該当すれば、次の特例があります。

- ① 3,000万円の特別控除の特例
- ② 軽減税率の特例
- ③ 買換え（交換）の特例

譲渡損失が生じた場合で、一定の要件に該当すれば、損益通算や繰越控除ができる特例があります。

(2) 車と税金

1) 自動車にかかる税金

● 消費税（国税）

事業者から自動車を購入したときには消費税と地方消費税がかかります。
8%の税率が適用されます。

● 自動車重量税（国税）

自動車の環境性能、車種、車検有効期間及び車両重量等に応じてかかる税金です。納税義務者は、自動車検査証の交付や軽自動車の車両番号の指定などを受ける個人や会社です。

平成24年5月1日以降の税率は、車種や車検期間によって異なりますが、例えば、車検期間が3年の自家用自動車は重量0.5トンごとに12,300円（2年の場合は8,200円）、車検期間が3年の自家用軽自動車は車両一両につき9,900円（2年の場合は6,600円）です（電気自動車、ハイブリッド車等の次世代自動車は軽減となります。）。

なお、電気自動車等、特に環境性能に優れた環境負荷の小さい自動車については、これにかかわらず、平成24年5月1日から平成31年4月30日までの間に新車新規検査等を受ける際に、別に減免の措置が設けられています。

● 自動車税（県税）

毎年4月1日現在の自動車（二輪の小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車を除く。）の所有者に対してかかる税金です。

税率は、車種、排気量、積載量、自家用、営業用などの区分によって異なります。例えば、総排気量が1,500ccを超え2,000cc以下の自家用自動車は、年額39,500円です。

なお、排出ガス性能・燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については、その性能に応じて税率を軽減し、新車新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車については税率を重くする『自動車税のグリーン化』が実施されています。

また、障害のある方本人または生計を一にする方などが自動車を運転する場合で、その障害の程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当するときには、申請により減免を受けることができます。

● 自動車取得税（県税）

自動車を取得した者に対してかかる税金です。ただし、取得価額が50万円以下のときや特殊自動車、二輪車には課されません。

税率は、自家用自動車について取得価額の3%、軽自動車及び営業用自動車については2%です。

なお、排出ガス性能・燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車については、平成24年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得した場合は、税率等を軽減する特例措置があります。

また、障害のある方本人または生計を一にする方が自動車を取得する場合で、その障害の程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当するときには、申請により減免を受けることができます。

● 軽自動車税（市税）

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車などにかかる税金です。

※ 20ページ「軽自動車税」をご覧ください。

2) 燃料にかかる税金

● 揮発油税・地方揮発油税（国税）

いずれも揮発油（ガソリン）にかかる税金です。1リットルのガソリン価格には揮発油税が48円60銭、地方揮発油税が5円20銭、合計53円80銭が含まれています。

● 石油ガス税（国税）

自動車用の燃料として主に営業車に使われるLPガスにかかる税金です。

税率は、1キログラム当たり17円50銭（1リットル当たり約9円80銭）です。

● 軽油引取税（県税）

自動車などの燃料である軽油の代金の中には、1リットル当たり32円10銭の軽油引取税が含まれています。

(3) 貯蓄と税金

預貯金や国債などの利子、合同運用信託等の収益の分配及び勤労者財産形成貯蓄保険契約等に基づき支払いを受ける差益については、源泉徴収だけで納税が完結する源泉分離課税制度が採用されており、原則として、その支払いを受ける際に税率20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）で源泉徴収されます。

(4) 印紙税

印紙税は、契約書、手形、受取書など一定の文書にかかる税金で、これらの文書を作成した人がその文書に所定の金額の収入印紙を貼り付ける方法によって納める税金です。

この場合、作成した人などが消印をする必要があります。

● 間違いやすい例

- ① 一つの契約について契約書を何通も作る場合には、その全部に収入印紙を貼らなければなりません。
- ② 不動産の売買契約等で、契約書の1通を正本とし、その他のものには写し、謄本など并表示をしても、契約する人の署名や押印のあるものは、正本と同じように収入印紙を貼らなければなりません。
- ③ 覚書、念書のような文書でも、契約の成立したことなどを証明するものは、契約書として収入印紙を貼らなければなりません。
- ④ 請求書や納品書に相済、了などと言ったものや仮領収書であっても、売上代金等を受け取ったという事実を証明するものですから、受取書としての収入印紙を貼らなければなりません。
- ⑤ 消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税額等」といいます。）が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、「建物売買契約書」などの第1号文書、「工事請負契約書」などの第2号文書、「領収書」などの第17号文書について、その消費税額等の金額は記載金額に含めないこととされています。

8 税の納期と申告のカレンダー

(平成29年4月～平成30年3月)

月	納 期・申 告 期 限 等	期 日
5	固定資産税・都市計画税第1期納期	5.1～5.31
	軽自動車税納期	5.11～5.31
6	個人住民税第1期納期	6.1～6.30
	自動車税（県）納期	6.15～6.30
7	固定資産税・都市計画税第2期納期	7.1～7.31
	国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料第1期納期	7.15～7.31
8	国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料第2期納期	8.1～8.31
	所得税（国）の予定納税（第1期）納期限	7.31
	個人事業税（県）第1期納期	8.15～8.31
9	個人住民税第2期納期	9.1～9.30
	国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料第3期納期	9.1～9.30
10	固定資産税・都市計画税第3期納期	10.1～10.31
	国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料第4期納期	10.1～10.31
11	個人住民税第3期納期	11.1～11.30
	国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料第5期納期	11.1～11.30
	税を考える週間	11.11～11.17
	個人事業税（県）第2期納期	11.15～11.30
	所得税（国）の予定納税（第2期）納期限	11.30
12	国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料第6期納期	12.1～12.28
	市税等完納月間	12.1～12.31

月	納 期・申 告 期 限 等	期 日
1	固定資産税・都市計画税第4期納期	1. 1～1. 31
	国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料第7期納期	1. 1～1. 31
	給与支払報告書の提出期限	1. 31
	償却資産申告書の提出期限	1. 31
	住宅用地申告書の提出期限	1. 31
2	個人住民税第4期納期	2. 1～2. 28
	国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料第8期納期	2. 1～2. 28
	贈与税（国）の申告及び納付期間	2. 1～3. 15
	個人住民税の申告・相談期間	2. 16～3. 15
	所得税（国）の確定申告及び納付期間	2. 16～3. 15
3	個人の青色申告の承認申請期限	3. 15
	消費税（個人事業者）の確定申告及び納付期限	4. 2

★★★ 税に関する情報はホームページでもご覧になれます ★★★

弘前市役所のホームページ（市税の情報、税証明書の申請方法など）

☆ ホームページアドレス <http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>

青森県庁・県税のホームページ（県税・市町村税インフォメーション）

☆ ホームページアドレス <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>

青森県市町村税滞納整理機構のホームページ

☆ ホームページアドレス <http://www.aomori-kikou.jp/>

所得税の確定申告など国税に関する情報は国税庁のホームページで

☆ ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

パソコンでの国税の申告・納税は e-Tax（国税電子申告・納税システム）で

☆ ホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>

9 窓口のご案内

◎ 市税についてわからないことがある場合

★ 弘 前 市 役 所 弘前市大字上白銀町1-1 Tel 35-1111(代表)			
・ 個人住民税について（特別徴収）	市民税課	市民税第一係	Tel 40-7024
〃 （普通徴収）	〃	市民税第二・第三係	40-7025 40-7026
〃 （所得・課税証明書）	〃	諸税係	35-1117
・ 法人市民税について	〃	諸税係	35-1117
・ 軽自動車税、市たばこ税、入湯税について	〃	諸税係	35-1117
・ 固定資産税、都市計画税、特別土地保有税について（土地評価）	資産税課	土地係	40-7028
〃 （家屋評価）	〃	家屋係	40-7029
〃 （資産証明書、償却資産）	〃	資産税係	40-7027
・ 納付について	収納課	収納第一・第二係	40-7032 40-7033
・ 口座振替、納税証明書について	〃	納税推進係	40-7031
・ 市税等の還付について	〃	納税管理係	40-7030

◎ 国税についてわからないことがある場合

★弘 前 税 務 署

弘前市大字本町2-2

TEL 32-0331(代表)

- ・ 申告書・届出書の提出、納税証明書の申請・発行、税金に関する一般的な
ご相談について
- ・ 納付のご相談について
- ・ 各税に関する具体的なご相談について
- ・ 酒税に関するご相談などについては、
青森税務署酒類指導官(017-776-4241(代表))へ直接お問い合わせください。

【管理運営部門】

【徴収部門】

【個人課税部門・法人課税部門】

※税務署窓口でのご相談は、お待ちいただくことなくご相談に対応できるよ
う、お電話等で事前に相談日等をご予約いただきますようお願いいたします。

◎ 県税についてわからないことがある場合

★ 中南地域県民局県税部 弘前市大字蔵主町4(合同庁舎2階) Tel 32-1131(代表)			
・ 納税証明書について	納税管理課（管理担当）	内線279・229	
・ 個人事業税、法人県民税、法人事業税、軽油引取税について	課税第一課	228・278	
・ 不動産取得税について	課税第二課	227・329	
・ 自動車税、納税について	納税管理課（納税担当）	331・333	

平成29年度

市 民 の 税 金

平成29年11月発行

編集・発行 弘前市財務部市民税課

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1-1

TEL(0172)35-1117(直通)

FAX(0172)38-2902